七　申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（当該法人設立の日以後に開始した事業年度におけるものに限る。）

八　申請者が個人である場合には、資産に関する調書

九　当該申請に係る輸入事業計画書（輸入予定数量を含む。）

十　当該申請に係る運搬を自ら行う場合においては、前条の基準に適合することを確認するために必要な書類

十一　当該申請に係る運搬を他の事業者に行わせる場合においては、運搬を行う者の名簿及び当該運搬を行う者が前条の基準に適合することを確認するために必要な書類

十二　認定に係る再生利用等目的輸入を行うに当たって、他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあっては、当該許可等を得ていることを証する書類

十三　その他法第十四条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となる書類及び図面

（再生利用等目的輸入事業者の認定の更新の申請）

第十二条　法第十四条第四項の認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間満了の日六十日前までに、前条第一項の申請書に同条第二項各号に掲げる書類、認定証及び認定に係る実績を記載した書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。　［新設］

（再生利用等目的輸入事業者の変更の認定の申請）

第十三条　法第十四条第五項の変更の認定を受けようとする者は、様式第七による申請書に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号。以下「令」という。）第六条に規定する認定証及び当該変更に係る第十一条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。　［新設］

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第十四条　法第十四条第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。　［新設］

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二　輸入する特定有害廃棄物等の輸入の方法

（再生利用等目的輸入事業者の廃止の届出）

第十五条　再生利用等目的輸入事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第八による届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行なわなければならない。　［新設］

（軽微な変更の届出）

第十六条　法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（登記事項証明書を添付する場合にあっては、三十日）以内に、様式第九による届出書に当該変更に係る第十一条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。　［新設］

（再生利用等目的輸入事業者の認定証）

第十七条　令第六条に規定する認定証の様式は、様式第十のとおりとする。

2　前項の許可証の交付を受けた者は、第十四条第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出し、認定証の書替えを受けなければならない。